

# 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和 5 年 9 月

越 知 町

## 目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	越知町の農業・農村の概要	
2	取り組みの基本方向	
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
1	地区特性を活かした主要な営農モデルの方向	
2	生産方式	
3	経営管理の方法	
4	農業従事の態様等	
5	営農類型	
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	7
1	地区特性を活かした主要な営農モデルの方向	
2	生産方式	
3	経営管理の方法	
4	農業従事の態様等	
5	営農類型	
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	9
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	
2	越知町が主体的に行う取り組み	
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	11
1	集積を要する農用地	
2	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	
3	効率的かつ安定的な農業経営をする者が利用する農用地の集積目標	
4	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	

第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	12
1	第18条第1項の協議の場の設定の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業	
2	利用権設定等促進事業	
3	農地中間管理事業の実施を促進する事業	
4	農用地利用改善事業の実施を促進する事業	
5	委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業	
6	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業	
7	その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業	
第6	その他	16
別紙1		17
別紙2		27

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 越知町の農業・農村の概要

#### (1) 越知町の農業・農村の特色

越知町は、高知市の北西約32kmに位置し、中央を西から東へ一級河川仁淀川が蛇行し、これに坂折川、柳瀬川、宮谷川、上八川川の支流が注ぎ込んでいる。周囲は、石鎚山系の支脈が連なり、経済地帯区分は農山村に属している。年平均気温は16.3℃前後、年間降雨量は2,800mm前後と温暖で農産物の育成には適しているものの総面積11,195haのうち農業の基盤となる経営耕地面積は170haと毎年減少の傾向にあり、そのほとんどが急峻な山腹に散在した小規模の農用地であり平坦地の農用地についても小区画・不整形で水害常襲地帯に位置し作付け作物が限定されている。

農家数の減少は、本町の人口の減少率を上回る勢いで進行しており現在、329戸で一戸当りの経営面積も30～50a程度と小規模な経営体が大半となっている。一方、農業生産については、生姜やピーマンなど露地野菜を中心とした農業生産が展開されてきたが、多くの品目を生産しているため産地化は進んでいない状況であり、薬用作物栽培についても栽培面積は増加しているものの農家の高齢化等課題があるため大幅な面積拡大は期待できない状況である。新規作物として導入されている山椒については有望作物として期待がもたれるが、より一層の生産拡大に繋がるよう栽培技術の向上や栽培者の育成等が必要である。

#### (2) 農業・農村を取り巻く環境

農業を取り巻く環境の悪化により、農業離れは加速度を増しており、各施策を活用し地域の立地条件にあった作物の選定、施設園芸等集約的農業の導入を進め、農家の労働条件を改善し、意欲をもった先導的な農業を育成するとともに、生産者の組織化並びに集落営農組織の整備等を推進することが必要である。

越知町の農業構造については、露地野菜や薬草等を中心とした専業農家と市街地近郊の稲作を主たる作物とした兼業農家とに大別できるが、高齢化と共に販売農家も減少しており主業農家数も減少の一途を歩んでいる。後継者については昭和40年代を境として減少しており、大半が高齢農家であり担い手不足が深刻化している。また、農地の資産的保有傾向が依然として強く農地の流動化が進んでいない現状であり、後継者のいない農地や担い手に集積されていない農地については、一部遊休農地となっており増加傾向にあるため、これを放置すれば越知町の農業の基である土地利用型農業に大きな支障を及ぼすおそれがある。

### 2 取り組みの基本方向

越知町の農業が、これからも持続性を持って発展していくためには、情勢の変化を踏まえながら、これまでに培われてきた産地としての基盤を再構築する中で、強みを活かした農業づくりを進めていくことが大切である。そのために、第6次越知町総合振興計画に基づき、具体的な取り組みを進めるものとする。

効率的かつ安定的な農業経営をする者の育成と持続的な経営発展のためには、農業者が社会の変化に適切に対応するために、経営内容を検証し、改善すべき点を明確にした上で計画

的に経営改善を図っていくことが重要であることから、このような農業者の自発的な創意工夫による経営改善への取り組みを促進する。

このため、農業振興センターや農業委員会及び農業協同組合等から構成される越知町農業再生協議会や関係団体が連携して、取り組みの課題を整理・共有し、適切に役割分担しながら、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）の確保・育成を総合的に推進していく。具体的には、以下に示す点を柱とした取り組みを行うこととする。

(1) 施設園芸の生産力の向上

高知県が推進している「次世代型こうち新施設園芸システム」を普及させて、更なる高収量、高品質、高付加価値化及び省力化を目指す。また、データの「見える化」と分析・共有によって高い生産性と収益性を実現するデータ駆動型農業を推進する。

(2) 水田農業の振興

地区の特性を活かした米の取り組みを強化するとともに、加工用米及び飼料用米等の非主食用米生産などの推進や、園芸品目への転換なども含めた総合的な水田の利活用を図る。

(3) 畜産の振興

土佐あかうしのブランド化を推進するとともに、生産基盤強化と生産性向上を支援する。

(4) 新規就農者の確保・育成

持続可能な力強い産地の形成に必要な人材を確保するため、親元就農や新規参入による自営就農及び農業法人等で就業する雇用就農により、新規就農者を確保する。

自営就農者については、就農支援に関する情報発信や就農相談、基礎的知識や実践的な農業技術を習得する研修、就農後のフォローアップまで一貫して支援する仕組みである「産地提案型担い手確保対策」を活用し、地域の担い手となる自営就農者の確保を図る。そのため、越知町農業再生協議会を中心とした関係機関で、人材確保・育成機能を強化し、連携した支援を一層進める。なお、雇用就農者については、法人経営体の育成と経営強化によって雇用の受け皿となる場づくりを進める。これらの取り組みにより、年間2人の新規就農者の確保・育成を目標とする。

(5) 経営体の強化

農業者の経営計画が実現できるよう、自主的な経営改善への取り組みに対して、研修や農業経営・就農支援センターの活用等により、経営の安定化、規模拡大、さらには法人化ができるよう支援機関につなげる。また、経営継承は準備から継承までに時間を要することを見越し、継続的な支援を行う。

(6) 家族経営体の強化及び育成

高知県の基幹的農業従事者の約42%を占める女性農業者は、経営主体やパートナーとして重要な役割を担っている。女性視点を活かした農業経営や農村地域の活性化につなげるため、家族経営協定の推進や、農業経営改善計画の共同申請の推進、集落営農組

織への参加・協力等を通じ、女性が能力発揮できる場の拡大を図るとともに、能力向上のための取り組みを進める。

(7) 基盤整備の推進

ほ場整備をはじめ、かんがい排水、農道などの整備は、農業の生産性を高める最も基礎的な条件整備である。園芸農業を中心とした生産性の高い農業への転換や規模拡大を図るため、農地中間管理事業等による農地集積の取り組みと併せて、地域の条件やニーズに応じた基盤整備を進める。

(8) 日本型直接支払制度の推進

中山間地域の農業・農村は、国土保全や水源のかん養などの多面的機能を有し、地域の社会活動も担う重要な役割を果たしている。こうしたことから、日本型直接支払制度の積極的な活用を通じて、農業・農村の多面的機能が維持・発揮をされるよう、継続的な地域活動や中山間地域等における農業生産活動及び環境保全に効果の高い営農に対して支援する。

(9) 6次産業化の推進

農山漁村の様々な地域資源を活用して、農業者自らが取り組む生産・加工・流通（販売）や、2次・3次産業事業者と連携した地域ビジネスの展開、新たな産業の創出などの取り組みを支援し、6次産業化を推進する。

また、地産地消の取り組みを官民共働で推進するとともに、地域の農産物や加工品等を取り扱う直販所の安全・安心に向けた意識の向上と地域活性化の拠点へと発展させる取り組みへの支援を強化し、農業所得の向上と生産意欲の維持を図っていく。

(10) 集落営農組織等の整備推進

中山間地域では、個々の経営体の取り組みだけでは集落や農業を維持できない状況が生じてきているため、集落営農を推進することで、過剰な設備投資の回避や作業の集積による効率化などの生産コスト削減等による農業の維持と活性化につなげていく。

(11) 環境保全型農業の推進

消費者の環境問題に対する意識の高まりや、食の安全・安心志向に応えるため、IPM技術等の更なる普及を図ることにより環境保全型農業を推進し、消費地に選ばれる産地を形成する。また、GAPの取り組み等を推進する。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

他産業従事者と比べて遜色ない労働時間と生涯所得を確保できる、効率的かつ安定的な農業経営を実現するため、現在、地区の特性を活かしながら展開されている営農事例を参考に作成した、基本的な指標を以下に示す。

### 1 地区特性を活かした主要な営農モデルの方向

ここで示す営農モデルは、越知町で実践されている営農事例を基本として、10年後までには他産業従事者と比べて遜色のないものとなるよう、1経営体当たり年間農業所得おおむね400万円、主たる従事者1人当たりの年間総労働時間2,000時間程度を実現できるように作成したものである。

### 2 生産方式

土地基盤の整備や担い手への農用地の利用集積が促進されることを想定し、農業機械・施設や生産技術については、環境制御装置、自動かん水システム、天敵昆虫や防虫ネット等を活用した環境保全型農業の体系等を基本としている。

### 3 経営管理の方法

複式簿記の記帳による経営と家計の分離や青色申告の実施など、効率的かつ安定的な経営管理が一定程度図られることを前提としている。

### 4 農業従事の態様等

休日制や給料制の導入、適正な雇用労力の確保、社会保険への加入などによる農業従事者の就業条件の改善が図られることを想定している。労働力においては、個別経営体の場合、主たる従事者1人と、補助従事者として家族労働力又は雇用労働力を想定している。

また、農業法人等経営体は、主たる従事者3名以上を想定している。

## 5 営農類型

### (1) 個別経営体事例

#### 営農類型 経営規模

営農類型	経営規模 〈作付面積等〉	生産方式 〈資本装備〉	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜	生姜 80a 大根 60a キャベツ 20a キュウリ 10a 人参(大根の後作) 60a 〈経営面積〉 1.7ha	トラクター 1台 防除機 1台 出荷選別倉庫 1棟 管理機 1台 〈トンネル被覆の活用〉	・複式簿記記帳による経営と家計との分離 ・青色申告の実施	・共同利用機械の推進 ・組織経営体への移行の推進 ・集出荷体系の見直し ・休日制の導入

営農類型	経営規模 〈作付面積等〉	生産方式 〈資本装備〉	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜	生姜 30a 薬草 60a 里芋 10a 山椒 20a ピーマン 30a 人参(ピーマンの後作) 30a 〈経営面積〉 1.5ha	トラクター 1台 防除機 1台 出荷選別倉庫 1棟 管理機 1台	・複式簿記基調による経営と家計との分離 ・青色申告の実施	・収穫期の雇用の安定 ・休日制の導入

営農類型	経営規模 〈作付面積等〉	生産方式 〈資本装備〉	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲＋施設野菜＋薬用作物	水稲 20a 雨よけピーマン 30a 薬草 50a 〈経営面積〉 1.0ha	トラクター 1台 防除機 1台 出荷選別倉庫 1棟 管理機 1台 雨除けハウス 1棟 〈共同選別による品質の安定〉	・複式簿記記帳による経営と家計との分離 ・青色申告の実施	・収穫期の雇用の安定 ・休日制の導入 ・労働時間の短縮

(2) 農業法人等経営体事例

営農類型 経営規模

営農類型	経営規模 〈作付面積等〉	生産方式 〈資本装備〉	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設 園芸 野菜	水耕ミツバ 20a 〈経営面積〉 0.2ha	〈資本装備〉 鉄骨ハウス 1式 水耕栽培システム 1式 出荷選別倉庫 1棟 育苗施設 1式 予冷库 1棟	・複式簿記記帳 の実施 ・青色申告の実 施	・休日制の導入 ・周年雇用の確保

(3) 組織経営体事例

営農類型 経営規模

営農類型	経営規模 〈作付面積等〉	生産方式 〈資本装備〉	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地 野菜 (主たる 農業従事 者6人)	キュウリ 50a 春人参 100a 秋人参 100a 里芋 100a 大根 100a キャベツ 100a 〈経営面積〉 3.5ha	出荷選別倉庫 1棟 トラクター 2台 防除機 2台 洗浄機 2台 (環境に配慮した農業生 産)	・1ヘクタール程度の 団地化された 農用地 ・複式簿記記帳 による法人経 営 ・経営体の体質 強化のため自 己資本の充実 を図る。	・休日制の導入 ・周年雇用の確保

## 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

次代の農業を担う意欲と能力のある青年等を効率的かつ安定的な経営を目指す経営体へと育成するため、地区の特性を活かしながら展開されている営農事例を参考に作成した、基本的な指標を以下に示す。

### 1 地区特性を活かした主要な営農モデルの方向

ここで示す営農モデルは、越知町で実践されている営農事例を基本として、5年後までには他産業従事者と比べて遜色のないものとなるよう、主たる従事者1人当たりの年間総労働時間2,000時間程度、1経営体当たり年間農業所得おおむね250万円を実現できるように作成したものである。

### 2 生産方式

土地基盤の整備や担い手への農用地の利用集積が促進されることを想定し、農業機械・施設や生産技術については、環境制御装置、自動かん水システム、天敵昆虫や防虫ネット等を活用した環境保全型農業の体系等を基本としている。

### 3 経営管理の方法

複式簿記の記帳による経営と家計の分離や青色申告の実施など、安定した経営を行うための経営管理が一定程度図られることを前提としている。

### 4 農業従事の態様等

休日制の導入などによる農業従事者の就業条件の改善が図られることを想定している。労働力においては、主たる従事者1人と、補助従事者として家族労働力又は雇用労働力を想定している。

### 5 営農類型

営農類型 経営規模

営農類型	経営規模 〈作付面積等〉	生産方式 〈資本装備〉	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲 + 露 地 野 菜	水稲 40a	倉庫 1棟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・PCを活用した経営管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農繁期における臨時雇用従事者の確保</li> </ul>
	生姜 30a	トラクター 1台		
	ピーマン 15a	田植え機 1台		
	〈経営面積〉	コンバイン 1台		
	0.85ha	噴霧器 2台 管理機 1台		

営農類型	経営規模 〈作付面積等〉	生産方式 〈資本装備〉	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜	生姜 70a  〈経営面積〉 0.7ha	噴霧器 2台 管理機 2台	<ul style="list-style-type: none"> <li>複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離</li> <li>青色申告の実施</li> <li>PCを活用した経営管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農繁期における臨時雇用従事者の確保</li> </ul>

営農類型	経営規模 〈作付面積等〉	生産方式 〈資本装備〉	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜	生姜 30a ピーマン 15a 里芋 25a  〈経営面積〉 0.7ha	トラクター 1台 噴霧器 2台 管理機 1台	<ul style="list-style-type: none"> <li>複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離</li> <li>青色申告の実施</li> <li>PCを活用した経営管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農繁期における臨時雇用従事者の確保</li> </ul>

営農類型	経営規模 〈作付面積等〉	生産方式 〈資本装備〉	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜	生姜 10a ピーマン 20a 食用山椒 10a  〈経営面積〉 0.4ha	トラクター 1台 噴霧器 2台 管理機 1台	<ul style="list-style-type: none"> <li>複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離</li> <li>青色申告の実施</li> <li>PCを活用した経営管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農繁期における臨時雇用従事者の確保</li> </ul>

### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

越知町の主要作物である露地野菜、山椒や薬用作物、肉用牛等の農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、越知町の農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営などの多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要がある。

このため、本基本構想第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」に即して、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の担い手について、経営規模や、家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業への就業）をしようとする青年等について、町内の各地域で安心して就農し定着することができるよう、相談対応・情報提供、農業技術や経営方法等の研修の実施、地域ごとの受入から定着までのサポートなど、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。

さらに、中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体について、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、円滑な経営継承に向けた支援や地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施する。また、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。

このほか、越知町における生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えする等の観点から、入作者の確保や農業支援サービス事業者による農作業の受委託を促進する。

#### 2 越知町が主体的に行う取り組み

越知町は、農業を担う者を幅広く確保するため、関係機関と連携して、本町の農業の魅力、地域ごとの受入体制、具体的な農業経営や生活のイメージ等について、様々なメディアを活用したPR活動を行うとともに、ホームページ等を活用して積極的に情報発信する。併せて、高知市内での合同就農相談会や、東京や大阪など都市圏での就農・移住相談会を定期的実施する。

越知町は、新たに就農しようとする青年等に対して、県立農業大学校及び県立農業担い手育成センターにおいての実践的な研修教育指導等の受講を推進する。また、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及及び、国等の支援の活用を働きかけるとともに、農業を担う者ごとの取組内容に即してきめ細やかなサポートを行う。

越知町は、越知町農業再生協議会と連携し、認定農業者が経営改善計画を達成できるよ

う、また、認定新規就農者が円滑に認定農業者に移行できるよう、計画的に巡回指導等を行う。

### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

越知町は、県農業振興部、農業委員会、農業協同組合、他市町村、農業教育機関等と連携しつつ、越知町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

県農業会議、県農地中間管理機構、越知町農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の照会・あっせん等を行う。

越知町は、就農等希望者の受入れについて、町関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。

個々の集落（地域計画の作成区域）は、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり・コミュニティづくりを行う。

### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

越知町は、越知町農業再生協議会等と連携して、栽培品目ごとの就農受入体制、就農までの流れ、就農後の収入や生活環境等をまとめた産地提案書を作成し、県及び農業経営・就農支援センターに情報提供する。

越知町及び農業協同組合等は、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、本町区域内において後継者がいない場合は、県及び県農業経営・就農支援センター等に情報提供するとともに、新たに農業経営を開始しようとする者が、円滑に以上を受けられるように農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、越知町農業委員会等と連携して円滑に継承できるよう必要なサポートを行う。

#### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

##### 1 集積を要する農用地

農業者の高齢化や兼業化の進行に伴い、管理できなくなる農用地は更に増加すると考えられる。こうした農用地について、効率的かつ安定的な農業経営をする担い手等への利用集積を進めていく。

##### 2 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営をする者に対する農用地の利用集積に関する目標については、おおむね10年後に担い手が利用する農用地面積が、地域の農用地面積に占める割合を以下に示す。

なお、担い手とは、認定農業者、認定新規就農者、市町村基本構想水準到達者及び集落営農組織とする。農用地の利用集積については、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定又は移転のほか、農作業受委託によるものも含む。

効率的かつ安定的な農業経営をする者が利用する農用地面積が 地区の農用地面積に占める割合の目標	備考
おおむね58%	

##### 3 効率的かつ安定的な農業経営をする者が利用する農用地の集約目標

認定農業者等の担い手が経営する農用地は規模拡大に伴い分散する傾向にあり、農用地の効率的な利用の阻害要因となっている。このため、担い手に対し、農用地を集約してその割合が高まるように努め、これらの者が経営農地を効率的に利用し得るよう措置する。

##### 4 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

越知町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

また、中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、蜜源利用・省力栽培による保全等の取り組みを進める。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

越知町は、基本方針の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即して、越知町における農業の地域特性、即ち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業等を活用して、農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

越知町は、農業経営基盤強化促進事業を積極的に取り組むため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 第18条第1項の協議の場の設定の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業
- (2) 利用権設定等促進事業
- (3) 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- (4) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- (5) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- (6) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業
- (7) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地区の特性を踏まえてそれぞれの地区で重点的に実施する。

### ア 越知地区

圃場整備の積極的導入による水田の汎用化の促進及び作業受委託等の導入による農用地の高度利用を図り、担い手農業者への農用地流動化を促進し遊休農地の防止を図る。

### イ 横島地区

計画的な生産基盤整備の導入と作目別生産計画（輪作体系）の策定を図り、農用地の有効利用の推進を図ると共に農用地利用改善団体に対し積極的な担い手農家への利用集積を図り遊休農地の解消を図る。

### ウ 明治地区

地区担当農業委員を中心とした積極的な活動による農用地の流動化の促進、集落リーダーの育成、後継者の育成確保を図る。

### エ 大桐地区

農業労働力の育成確保及び生産基盤整備並びに農用地の流動化促進を図ることを前提のもとに、高齢農家への作業受委託の実施等により遊休農地の解消を図る。

### オ 野老山地区

地区担当農業委員を中心とした積極的な活動による農用地の流動化の促進、集落リ

ーダーの育成、後継者の育成確保とともに、遊休農地の解消を図る。

事業ごとの方針は次のとおりである。

1 第18条第1項の協議の場の設定の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、可能な限り農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、越知町ホームページの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、越知町、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に関する問い合わせへの対応を行うための窓口を越知町産業課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、さまざまな努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

越知町は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係機関・団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業

別紙1のとおり

3 農地中間管理事業の実施を促進する事業

越知町は、農業委員会、農業協同組合などの農地流動化団体と連携し、農地集積及び集約を推進するため、農地中間管理事業を行う農地中間管理機構に対して、情報提供、事業の協力及び活用を行う。

4 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

別紙2のとおり

5 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

(1) 農作業の受委託の促進

越知町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する

上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業

(1) 農業従事者の育成及び確保

越知町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用する仕組みを整備する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保と定着に向けた取組

ア 受入環境の整備

農新規就農相談センター、農業振興センター及び同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的を開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しのお話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

また、商工会や農業経営相談センター等と連携して、直売所への出荷のための助言を行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

#### ウ 経営力の向上に向けた支援

農業経営相談センターを活用し、税理士等の専門家を活用した経営改善につなげるとともに、農業経営力向上セミナーや農業経営研修会などの経営管理に必要な農業経営の研修に誘導し、経営力向上を後押しする。

#### エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合性に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、機械導入や施設整備などの各種補助事業や県の新規就農関連事業などを効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。

さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### 7 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事項

#### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

越知町は、1から5に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

##### ア 基盤整備

各地区で計画並びに今後計画されるほ場整備、農道、かんがい排水等、生産基盤整備の促進により、農作業上の環境の効率化を進める。農業協同組合と歩調をあわせて、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

##### イ 水田収益力強化ビジョン

越知町は、仁淀川地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、米需給を調整し、望ましい経営の育成を図ることとする。又、転作を契機としての土地利用の見直しを通じて、農地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等、望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

##### ウ 制度資金

越知町は、担い手に対し、農業近代化資金及び日本政策金融公庫等の各資金制度の活用ができるように更に啓蒙する。

##### エ その他

越知町は、地区の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資するよう配慮するものとする。

## (2) 推進体制等

### ア 事業推進体制等

越知町は、農業委員会、農業振興センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体及びその他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 4 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

### イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、越知町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、越知町は、このような協力の推進に配慮する。

## 第 6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

- 1 この基本構想は、令和 5 年 9 月 25 日から施行する。
- 2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。

利用権設定等促進事業

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。

(ア) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の①から⑤までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、①、④及び⑤に掲げる要件のすべて）を備えること。

① 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

② 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

③ その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

④ その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

⑤ 所有権の移転を受ける場合は、上記①から④までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん事業の譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

(イ) 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

(ウ) 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の（ア）の①及び②に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、①に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定に関わらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設

定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

エ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合等を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

（ア）その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

（ウ）その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

オ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、アの規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

カ アからオに定める場合の他、次に掲げる者が利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧法」という。）第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（ア）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

① 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合は、旧法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項が認められること。

② 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用す

るための利用権の設定等を受ける場合は、その土地を効率的に利用することができる  
と認められること。

(イ) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適  
格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）  
第9条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外  
の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

① 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合は、その土地  
を効率的に利用することができる  
と認められること。

② 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合は、そ  
の土地を効率的に利用することができる  
と認められること。

(ウ) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6  
号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政  
令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事  
業に供する場合に限る。）

① 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合は、そ  
の土地を効率的に利用することができる  
と認められること。

キ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第72条の10第1  
項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から  
農業経営を受託する場合、その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をと  
ることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は  
残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、  
農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移  
転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定  
基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は次のとおりとする。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用  
権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転  
を受ける場合

(ア) 存続期間（又は残存期間）

① 存続期間は3年（利用権を設定する農用地に補助事業等を活用して農業用ハウスを  
設置する場合は、そのハウスの減価償却の期間、農業者年金制度関連の場合は10年、  
開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発  
してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と  
認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予  
定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場  
合には、3年と異なる存続期間とすることができる。

- ② 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。
- ③ 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。

(イ) 借賃の算定基準

- ① 農地については、農地法第 52 条の規定により農業委員会が収集した賃借料の動向を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。
- ② 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。
- ③ 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。
- ④ 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記①から③までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成 13 年 3 月 1 日付け 12 経営第 1153 号農林水産事務次官通知）第 6 に留意しつつ定めるものでなければならないものとする。

(ウ) 借賃の支払方法

- ① 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。
- ② ①の支払いは、賃貸人の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。
- ③ 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。

(エ) 有益費の償還

- ① 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。
- ② 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき越知町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

イ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含

む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

(ア) 存続期間(又は残存期間)

アの(ア)に同じ。

(イ) 借賃の算定基準

① 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。

② 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。

③ 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、アの(イ)の③と同じ。

(ウ) 借賃の支払方法

アの(ウ)に同じ。

(エ) 有益費の償還

アの(エ)に同じ。

ウ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

(ア) 存続期間

アの(ア)に同じ。

(イ) 損益の算定基準

① 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。

② ①の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

(ウ) 損益の決済方法

アの(ウ)に同じ。この場合においてアの(ウ)中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。

(エ) 有益費の償還

アの(エ)に同じ。

エ 所有権の移転を受ける場合

(ア) 対価の算定基準

土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。

(イ) 対価の支払方法

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。

(ウ) 所有権の移転の時期

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなるときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

ア 越知町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

イ 越知町は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

(ア) 当該開発事業の実施が確実であること。

(イ) 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

(ウ) 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

ア 越知町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

イ 越知町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

ア 越知町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、越知町に農用地利用集積計画を定める

べき旨を要請することができる。

イ 越知町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

ウ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

エ イ及びウに定める申出を行う場合において、（4）のイの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### （6）農用地利用集積計画の作成

ア 越知町は、（5）のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

イ 越知町は、（5）のイ及びウの規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

ウ ア及びイに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、越知町は、農用地利用集積計画を定めることができる。

エ 越知町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（1）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### （7）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。なお、カのウに掲げる事項については、（1）のエに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等（（1）のエに定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

カ アに規定する者が(1)のエに規定する者である場合には、次に掲げる事項

(ア) その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

(イ) その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2第1項の規定により、越知町農業委員会に対して賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告をしなければならない旨

(ウ) その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

- ① 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- ② 原状回復の費用の負担者
- ③ 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- ④ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

キ アに規定する者の農業経営の状況

#### (8) 同意

越知町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)のイに規定する土地ごとに(7)のアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

#### (9) 公告

越知町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)のアからカまでに掲げる事項を公告する。

(10) 公告の効果

越知町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者は、農地法第6条の2第1項の規定に基づき、農用地の利用状況の報告を越知町農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

越知町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

ア 越知町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)のエに規定する者(旧法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

(ア) その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

イ 越知町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

(ア) (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより、これらの権利の設定を受けた(1)のエに規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

(イ) アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

- ウ 越知町は、イの規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を公告しなければならない。
- エ 越知町がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- オ 越知町農業委員会は、イの規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。越知町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

## 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

越知町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

### (5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を越知町に提出して、農用地利用規程について越知町の認定を受けることができる。

イ 越知町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(ウ) (4) のアの (エ) に規定する役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

(エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 越知町は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を公告しなければならない。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5) のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について、農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4) のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

ウ 越知町は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）について(5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認定をする。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について

利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用改善団体の勸奨等

ア (5)のイの認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

イ アの勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 越知町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導及び援助に努める。

イ 越知町は、(5)のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業振興センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(公益財団法人高知県農業公社)等の指導、助言を求めてきたときは、越知町農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。